伐採及び伐採後の造林の届出書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 令和　　年　　月　　日

平戸市長　様

 　　　 　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　住　所

 　　 　　　　　　　　　　　　　　　届出人 氏名

住　所

 　　 　　　　　　　　　　　　　　　届出人 氏名

 次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の８第１項の規定により届け出ます。

本伐採は届出者である（のうち） が、　　 　の所有する立木（又は長期受委託契約に基づき　　が所有する立木）を伐採するものです。

　１　森林の所在場所

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 　　　　　　　　　　　町　平戸市　　　　　　　　　　　　　　免　 字　　　　　　　 　地番　　　　　　　　　　　村 |  |

２　伐採の計画

　　　別添の伐採計画書及び造林計画書のとおり

　３　備考

|  |
| --- |
|  |

注意事項

１　伐採する森林の所在する市町ごとに提出すること。

２　伐採する者と伐採後の造林をする者とが異なり、これらの者が共同して提出する場合にあつては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。

３　伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、小数第２位まで記載し、第３位を四捨五入すること。

（別添）

伐 採 計 画 書

（伐採する者の住所・氏名）

１　伐採の計画

|  |  |
| --- | --- |
| 伐採面積 |  ha(うち人工林　　ha、天然林　　ha)  |
| 伐採方法 | 主伐（皆伐・択伐）・間伐 |  |  ％ |
| 作業委託先 |  |
| 伐採樹種 |  |
| 伐採齢 |  |
| 伐採の期間 |  |
| 集材方法 | 集材路・架線・その他（　　　　　） |
|  | 集材路の場合予定幅員・延長 | 幅員　　　ｍ　・　延長　　　ｍ |

２　備考

|  |
| --- |
|  |

注意事項

１　伐採率欄には、立木材積による伐採率を記載すること。

２　樹種は、すぎ、ひのき、まつ（あかまつ及びくろまつをいう。）、からまつ、えぞまつ、とどまつ、その他の針葉樹、ぶな、くぬぎ及びその他の広葉樹の別に区分して記載すること。

３　伐採齢欄には、伐採する森林が異齢林の場合においては、伐採する立木のうち最も多いものの年齢を記載し、最も年齢の低いものの年齢と最も年齢の高いものの年齢とを「（○～○）」のように記載すること。

４　伐採の期間が１年を超える場合においては、年次別に記載すること。

（別添）

造 林 計 画 書

（造林をする者の住所・氏名）

１　伐採後の造林の計画

(1) 造林の方法別の造林面積等の計画

|  |  |
| --- | --- |
| 造林面積（Ａ＋Ｂ＋Ｃ＋Ｄ） |  　　 　　　　ha |
|  | 人工造林による面積（Ａ＋Ｂ） |  　ha |
|  | 植栽による面積（Ａ） |  　 ha |
| 人工播種による面積（Ｂ） |  　 ha |
| 天然更新による面積（Ｃ＋Ｄ） |  　 ha |
|  | ぼう芽更新による面積（Ｃ） |  　ha |
|  | 天然更新補助作業の有無 | 地表処理・刈出し・植込み・その他（ 　　 ）・なし |
| 天然下種更新による面積（Ｄ） |  　 ha |
|  | 天然更新補助作業の有無 | 地表処理・刈出し・植込み・その他（ 　　）・なし |

 (2) 造林の方法別の造林の計画

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 造林の期間 | 造林樹種 | 樹種別の造林面積 | 樹種別の植栽本数 | 作　業委託先 | 鳥獣害対　策 |
| 人工造林（植栽・人工播種） |  |  | ha | 本 |  |  |
| 天然更新（ぼう芽更新・天然下種更新） |  |  |  |  |  |  |
|  | ５年後において適確な更新がなされない場合　　　 |  |  |  |  |  |  |

(3) 伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途

|  |
| --- |
|  |

２　備考

|  |
| --- |
|  |

注意事項

１ 造林面積欄には、伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合を除き、主伐に係る伐採面積と一致するよう記載すること。

２　植栽による面積欄には、市町村森林整備計画において

・植栽によらなければ適確な更新が困難な森林　又は

・木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち特に効率的な施業が可能な森林の区域内にあつて、植栽による更新を行う森林

として定められているものの伐採跡地の面積を下回らないよう記載すること。

３　造林樹種欄、樹種別の造林面積欄及び樹種別の植栽本数欄には、複数の樹種を造林する場合には、造林する樹種ごとに複数の行に分けて記載すること。

４　５年後において適確な更新がなされない場合欄には、造林の方法を天然更新による場合（伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途を記載した場合であって、伐採の終了した日から５年後において当該用途に供されていないときを含む。）における造林の期間、造林樹種、樹種別の造林面積、樹種別の植栽本数及び鳥獣害対策を記載すること。

５　鳥獣害対策欄には、防護柵の設置、幼齢木保護具の設置などの方法を記載すること。

６　伐採後において森林以外の用途に供されることとなる場合のその用途欄には、伐採後５年以内において当該伐採跡地が森林以外の用途に供されることとなる場合にのみ記載すること。

（様式第４号）

適合通知書交付申請書

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

 　　　 　　　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　住　所

 　　 　　　　　　　　　　　　　　　届出人 氏名

下記により提出した伐採及び伐採後の造林の届出書について、適合通知書の交付を申請します。

記

１　届出年月日

年　　月　　日

２　届出を行った森林の所在

 　　　 　　　　　　町

　平戸市　　　　　　　　　　　　　　免　 字　　　　　　　 　地番

　　　　　　　　　　　村

３　交付申請理由

伐採及び集材に係るチェックリスト

　　　年　　月　　日

伐採する者：

森林の所在場所：平戸市

|  |  |
| --- | --- |
| チェック項目 | 確認 |
| （１）伐採の方法及び区域の設定①伐採する区域の明確化を行う。②伐採が大面積にならないよう、伐採区域の複数分割、帯状・群状伐採などにより、伐採を空間的・時間的に分散させる。③林地や生物多様性の保全に配慮し、保護樹帯や保残木を設定するとともに、それらに架線や集材路を通過させる場合は影響範囲を最小限にする。④森林所有者に対し再造林の有効性を説明し、伐採と造林の一貫作業の導入など作業効率の向上に努める。 | □ |
| （２）林地保全に配慮した集材路注１）・土場の配置・作設①集材路・土場の作設によって土砂の流出・崩壊が発生しないよう集材方法や使用機械を選定し、集材路・土場の配置を必要最小限にする。②地形等の条件に応じて、路網と架線を適切に組み合わせる。また、集材路の作設等により林地の崩壊を引き起こすおそれがある場合等の伐採・搬出は、架線集材とする。③土場の作設では法面を丸太組みで支える等の対策を講じる。④現場の状況に応じて、集材路・土場の配置に係る計画の変更を行う。⑤集材路の線形は、極力等高線に合わせる。⑥ヘアピンカーブは地盤の安定した箇所に設置する。⑦集材路・土場は渓流から距離を置いて配置する。⑧集材路は、沢筋を横断する箇所が少なくなるよう配置する。⑨伐採現場の土質が粘性土の場合は、集材路・土場の作設を避ける。やむを得ず作設する場合は、土砂が渓流に流出しない工夫をする。⑩伐採区域のみで集材路の適切な配置が困難な場合には、隣接地を経由することとし、隣接地の森林所有者等と調整を行う。⑪森林整備や木材の搬出のために継続的に用いる道を作設する場合は、森林作業道作設指針注２）に基づく森林作業道として作設する。⑫幅員が３ｍを超える集材路又は森林作業道を作設する場合は、その面積が１haを超えていない。 | □ |
| （３）人家、道路、取水口周辺等での配慮①集材路・土場の作設時には保全対象の上方に丸太柵工等を設置する。特に、人家、道路等の重要な保全対象が下にある場合には、その直上では集材路・土場を作設しない。②水道の取水口の周辺では集材路・土場を作設しない。 | □ |
| （４）生物多様性と景観への配慮①希少な野生生物の生息・生育を知った場合には、線形及び作業の時期の変更等の対策を講じる。②集落、道路等からの景観に配慮した集材路・土場の配置とする。 | □ |
| （５）切土・盛土①集材路の幅及び土場の広さは作業の安全を確保できる必要最小限とする。②切土高は1.5m以内を基本とし、極力低く抑える。盛土はしっかり絞め固め、必要な場合には、丸太組み工等を活用する。③残土が発生した場合には、渓流沿いを避け、地盤が安定した箇所に置き、必要に応じて、丸太組み工等の対策を講じる。 | □ |
| （６）路面の保護と排水の処理①雨水による路面の洗堀・崩壊を避けるための対策を講じる。②路面の排水は、侵食されにくい箇所でこまめに行う。崩れやすい盛土部分の崩壊等を避けるための対策を講じる。 | □ |
| （７）渓流横断箇所の処理①渓流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工、維持管理する。暗渠を用いる場合は、詰まりが生じないような対策を講じる。洗い越しとする場合は、横断箇所で集材路の路面を一段下げる。②洗い越しは、大きめの石材を路面に設置するなどにより安定させ、必要に応じて撤去する。 | □ |
| （８）作業実行上の配慮①集材路・土場は、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、土砂の流出を防止するため、路面に枝条を敷設する等の措置を講じる。②降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。通行する場合には、丸太等の敷設などにより、路面のわだち掘れ等を防止する。③伐採現場が人家、道路等の上方に位置する場合には、伐倒木、丸太等の落下防止に最大限の注意をはらう。④伐採後の植栽作業を想定して枝条等を整理する。造林事業者が決まっている場合には、現場の後処理等の調整をする。⑤枝条等が渓流に流出しないように対策を講じる。⑥天然更新を予定している区域では、枝条等が天然更新の妨げとならないように留意する。 | □ |
| （９）事業実施後の整理①枝条等は木質バイオマス資材等への有効利用を検討するとともに、枝条等を伐採現場に残す場合は、渓流に流れ出たり、林地崩壊を誘発したりすることがないように、適切な場所に整理する。②集材路・土場は植栽等により植生の回復を促す。また、溝切り等の排水処置を行う。③伐採・搬出に使用した資材・燃料等は確実に整理、撤去する。④伐採現場を引き上げる前に、集材路・土場の枝条等の整理の状況を造林の権限を有する森林所有者等と確認し、必要な措置を講じる。 | □ |